#### 平成25年度第3回地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会 摘録

日時: 平成26年1月28日(火)13時10分~14時40分

場所: 京都市産業技術研究所2階 ホールABC

議題: 1 中期計画(最終案)について

2 業務方法書について

3 役員報酬等支給基準について

4 その他

## 1 中期計画(最終案)について

中期計画(最終案)の審議に先立ち、事務局より、前回審議した中期計画(素案)からの修正点及び数値目標について、資料1~3に沿って説明がなされた。

その後、委員から下記のような意見が出された。

- 資料3のP. 17数値目標の表の見方は。
- 「頁」及び「中期計画項目」は、資料3のどの部分に関する数値目標かを示している。その箇所で記載している取組に対して、数値目標を設定している。
- 例えば、「無料指導件数」の中期計画項目「第1 1 (1)技術相談」(P. 2)を 見に行くと、内訳として「ア 気軽に技術相談ができる仕組みの構築」、「イ 課題解 決に向けた下支えの強化」、「ウ 満足度アンケートの実施」といった各取組がある。 この場合、数値目標はア、イ、ウの取組に対し、包括的にかかっていると読むのか。
- その通りである。ア、イ、ウに取り組み、それらの包括的な結果として、「第1 1 (1)技術相談」で無料指導件数を伸ばすことを目標としている。技術相談に関しては、中小企業等の下支えにも関係する無料指導件数を特に伸ばすことで、技術相談全体の件数を増やしていきたいという考え方で設定している。昨今、メールでの相談が増えていることや、インターネットでの相談を検討していることから、無料指導件数を実際に伸ばせるか議論の上、設定したものである。
- 資料3のP. 17数値目標に関して、「※ 上記以外の項目については、現状水準を確保する。」とあるが、記載しているもの以外にどのような数値目標があるのか。
- 記載していないものは現状水準を確保する項目であり、例えば、研究会単独の活動 件数や、伝統産業分野等の人材育成人数がある。
- 資料3のP. 14収支計画に、「臨時損失」及び「臨時収益」として21百万円計上されているが、これは何か。企業会計の特別利益、特別損失では、一時的で巨額なものが計上されるが、同様の項目だとすると、この金額は必ずしも巨額とは言えないの

では。また、計画段階からこれらの項目を計上する必要性はあるのか。

- 臨時損失2,100万円は,法人化時に承継する資産のうち,50万円未満のものについては,一括して費用化するため発生するものである。同額の臨時収益は,同じ資産について設立団体から受贈を受けたということで計上しているものである。結果的に費用と収益が両建てになる。いずれも,地方独立行政法人の会計基準に従って表示している。
- 法人化初年度の平成26年度のみ発生するという理解で良いか。
- 法人化した時点のみの処理であり、その通りである。
- 資料3のP. 15資金計画に、「投資活動による支出」として2億9,500万円計上されているが、これは何か。
- 機器整備費用である。研究や企業に使っていただくための機器の更新に投資するものである。
- 〇 資料3のP. 3「第1 1 (4) 研究開発」の重点分野と、P. 6「第1 2 (3) 新成長分野の支援」に同じ内容の記載があるが、どういう違いがあるのか。また、これらの重点分野に対し、予算的にはどの程度配分しているのか。
- 各重点分野に掲げた研究テーマは、産技研の従前からの研究に加え、新産業創出、 中小企業等の成長につながるような戦略的な研究テーマである。研究開発であり、ま た新成長分野の支援でもあるため、同じ内容を再掲する形としている。

予算的には、バイオライフイノベーション事業、エコグリーンイノベーション事業、京都高度伝統文化イノベーション事業、下支え強化事業の合計で約3,000万円を手当している。人件費を含めた産技研全体の総経費は現在約11億円程度であり、その中で、平成26年度予算として新たに市から交付されることになったものである。人件費を除く事業費の中では、大きな割合を占めている。

- 資料3のP. 17数値目標について、強みや課題に言及しているが、これを導き出すための現状分析と課題抽出については、どのように考えたのか。
- 産業構造の変化を受けて、産技研における繊維関係の業務割合が低下してきているのが現状である。しかし、引き続き技術指導や業界の下支え的な仕事も行いながら、さらに産業界が飛躍するための活動を行っていく必要があるという認識の下、検討を進めてきた。
- 数値目標は4年間の合計を掲げており、平成23年度、24年度の平均をベースと して伸長を図る、ということは理解した。伸長度合いは、毎年度少しずつアップして いくものではないのか。単年度目標として毎年同じ数値が並ぶのは、少し違和感があ

る。

- わかりにくい書き方になってしまっており、申し訳ない。伸長度合いを定め、4年間トータルの目標値がまず出来ており、それを4で割った単年度の目安というのが単年度目標値である。
- 伸長率は+10%から+30%を設定しているということだが、どのように設定したのか。実現可能性を勘案したか。
- 管理職と職員が一体となって検討を行ってきたワーキンググループの中で、項目ー つ一つについて、実現可能性はどうか、さらにどういう取組が考えられ、どれだけ頑 張っていけるかといった議論を積み上げ設定したものである。
- 資料3のP. 9「第2 1 (2) ア (イ) 柔軟かつ多様な職員の確保」にフェローの記載があるが、現在もいるか。また、フェローという言葉が独り歩きしないよう、定義を決めてはどうか。もしくは、フェローではなく普遍的な名称を使用しても良いのでは。
- 定義せず,柔軟性を持たせるという考え方もある。
- 現在フェローはおらず、法人化を機に制度を設けたい。フェローの明確な定義はないが、高度な専門性を持つ者、専門員という意味合いで使っていきたい。

中期計画(最終案)について、各委員の了承を得た。委員意見を受けた修正はなく、 この内容で適当であるという旨、意見書として京都市へ提出することとなった。

### 2 業務方法書について

審議に先立ち、事務局より、業務方法書について、資料 $4\sim6$  に沿って説明がなされた。

その後、委員から下記のような意見が出された。

- 「第4章 契約の方法」で、指名競争入札や随意契約に言及しているが、具体的に ルールを定めるのか。
- 特に、随意契約は安易に使うべきでないものである。地方自治法を根拠に、随意契約のルールを京都市のガイドラインとして定めており、法人もこれを準用することになる。
- 例えば、ベンチャー育成等の観点から随意契約を行うことも考えられる。何もかも 指名競争入札でということにはならないよう、ルールに従いつつ適切に運用してほし い。

- 京都市内の顧客, 京都府内の顧客, 他府県の顧客で, 提供サービスに差はあるのか。
- 従前は、顧客の地域によって機器利用料金等に差があったが、関西広域連合内では料金差を解消し、同一料金になっている。基本的には地場産業へ貢献する姿勢だが、顧客の地域によって提供するサービス内容に差はつけていない。産技研の技術をより広く利用いただくことも重要と考えており、広域の顧客に対するサービス提供は伸びつつある。現在、産技研の顧客の21%が市外となっている。
- 各地域それぞれの公設試で得意分野があり、ギブアンドテイクの関係で連携している。その中で、産技研の得意分野については市外の顧客にも利用されるよう取り組んでいる。
- 例えば、京都市にはこういった設備があり、滋賀県にはこの設備があるといった情報は整理されているか。
- 大阪科学技術センターが、近畿圏内の公設試の設備情報に関するパンフレットを作るなど、情報共有が進みつつある状況。京都府中小企業技術センターとも情報共有を行い、役割分担している。
- 設備にとどまらず、京都市にはこういう技術を持った人材、スペシャリストがいる、 といったことを発信していけないか。例えば、医者の世界でいう専門医のようなイメ ージでの打ち出しが考えられる。
- 今回,中期計画にも記載している新たに情報発信していく研究員マップ等は,ご指摘の打ち出しに当たる。
- 設備,人材といった資源について,現在は広域での連携関係にあるが,今後,次第 に都市間での競争になり,優劣がついていくといったことも考えられる。

業務方法書について、各委員の了承を得た。委員意見を受けた修正はなく、この内容 で適当であるという旨、意見書として京都市へ提出することとなった。

# 3 役員報酬等支給基準について

審議に先立ち、事務局より、役員報酬等支給基準について、資料7、8に沿って説明がなされた。

その後,委員から下記のような意見が出された。

- 市長の報酬はどの程度か。
- 規程上は月額150万円程度だが、財政が厳しい中、20%減額していると聞く。
- 提示された役員報酬の水準は、少ないと言う余地はある。

- もう一声あっても許容される水準だと思う。
- 退職手当が出ないということだが、これは一般的か。
- 職員を兼務しない法人役員については、既に企業等を退職されたOBの方を想定しているため、必要ないだろうと考えている。
- 民間企業でも、役員退職金を出さない風潮が出てきている。
- 資料 7 「 2 地方独立行政法人法に規定される報酬等の原則」の(2)に「報酬は、 その役員の業績が考慮されるものでなければならない。」とあるが、これに反しないか。
- その点については、給料月額の方で考慮されることになる。

役員報酬等支給基準について,各委員の了承を得た。委員意見を受けた修正はなく, 意見の申出は不要となった。

### 4 その他

意見書の提出手続について、事務局より説明がなされた。

また、平成26年度は、業務実績の評価方法を審議する予定であることが事務局より告げられた。